

【分譲価格の目安】

〈表2〉

地区	場所(住宅団地)	前提条件	概算価格
本庁半島部	桃浦	宅地面積330㎡ 上水道完備 浄化槽対応 広場・集会場あり 6m道路接道	6,500円～ 7,500円/㎡
牡鹿	十八成浜		6,700円～ 7,500円/㎡
雄勝	名振		6,000円～ 6,500円/㎡
北上	十三浜		5,500円～ 6,000円/㎡

※河北、新蛇田、新渡波地区については、今後、鑑定評価を予定。

※参考値

公示価格(平成24年1月1日現在)	蛇田字新大塚	52,000円/㎡
	渡波字根岸前	27,000円/㎡

【借地料の目安】

〈表3〉

地区	場所(住宅団地)	前提条件	概算借地料(減免後)
本庁半島部	桃浦	宅地面積330㎡ 上水道完備 浄化槽対応 広場・集会場あり 6m道路接道	実質無料
牡鹿	十八成浜		実質無料
雄勝	名振		実質無料
北上	十三浜		実質無料
新蛇田	蛇田字新大塚	宅地面積250㎡	10,000円程度/月
新渡波	渡波字根岸前		6,000円程度/月

【家賃の目安】

例1

〈表4〉

世帯構成の例	間取り	月収の目安(参考)	家賃の目安(初年度～3年目)
高齢者夫婦 夫(年金受給) 妻(年金受給、 70歳以上)	2LDK 65㎡	37万円超	59,200円～68,300円
		22万超 37万円以下	25,800円～50,600円
		22万円以下	7,900円～24,300円

例2

世帯構成の例	間取り	月収の目安(参考)	家賃の目安(初年度～3年目)
4人世帯 夫(給与所得)、妻 中学生、小学生	3LDK 80㎡	37万円超	54,000円～84,000円
		27万超 37万円以下	31,700円～47,200円
		27万円以下	9,700円～30,000円

防災集団移転促進事業による移転団地の借地料については、〈表3〉のとおりです。

なお、被災者の早期再建と地域の均衡ある発展を図るため、減免措置を講じることとし、借地料率を1.4%(固定資産税率相当)とする。とともに、半島部における借地料については実質無料となります。また、減免期間は30年を限度とします。

●**防災集団移転促進事業の対象となる被災従前地の買い取り価格の目安**  
被災を踏まえ、需要や利用減少を考慮し鑑定した結果、釜・大街道、南浜・門脇、中瀬、湊、渡波地区については震災前の実勢価格のおおむね80%、本庁半島部、牡鹿、雄勝、北上、河北地区については震災前の実勢価格のおおむね70%となります。

●**移転団地の分譲価格・借地料の目安**  
防災集団移転促進事業による移転団地の分譲価格については、〈表2〉のとおりです。

●**災害公営住宅入居資格および家賃の目安**  
災害公営住宅の入居資格については、次のとおりです。

●**入居資格**  
市内に住所もしくは勤務先を有し、または新たに市内に住所を必要とする方で、左の要件のいずれかに該当する方(一時的に市外へ避難している方を含む)  
・東日本大震災で自宅が全壊、または大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされた方  
・被災地における市街地整備等事業の実施により移転しなければならなくなった方

災害公営住宅の家賃については、現行の市営住宅と同様となりますが、特に低所得者に対しては、家賃の軽減が図られます。

また、住宅の立地条件や間取り、家族構成により世帯ごとの家賃区分が設定され、入居世帯全員の所得の合計により家賃が決定されます。

3年目までのおおむねの家賃は〈表4〉のとおりです。

●**基盤整備相談窓口**  
(内線5951・5954)

●**行政書士無料相談**  
とき 5月21日(月)  
午前10時～午後3時  
ところ  
市役所2階相談室A・B  
宮城県行政書士会石巻支部  
☎22-1632

●**人権無料相談**  
とき 6月1日(金)  
午前10時～午後3時  
ところ  
市役所2階相談室A・B  
☎22-6188

●**仮設住宅コールセンターを開設しました**  
仮設住宅へお住まいの皆さんからの電話での問い合わせについては、「仮設住宅コールセンター」で受け付けします。

受付時間  
午前8時30分～午後8時(土・日・祝日を含む)  
受付電話番号  
☎92-5901

●**仮設住宅の不具合に関すること**  
仮設住宅の退去に関すること  
仮設住宅の浄化槽、受水槽トラブル  
害虫駆除等に関すること  
住宅周辺の設備等に関すること  
その他仮設住宅に関すること

●**被災市民生活支援課**  
(内線4766)

宮城県では、震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、お問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

申請手引きの配布場所・受付窓口  
市都市計画課 ☎90-8051  
各総合支所地域振興課・各支所  
(平日開庁日 午前8時30分～午後5時)  
受付期限 平成28年3月31日まで  
☎ 宮城県土木部住宅課 ☎022-211-3256  
Eメール juutakup@pref.miyagi.jp  
Webで

●**震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去に関するお知らせ**  
倒壊家屋・事業所等の解体撤去については、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された建築物を対象に申請を受け付けています。

解体作業は、建物や現場状況などにより完了まで数カ月かかる場合があるため、解体撤去を希望する方は、早めに申請してください。

すでに倒壊家屋・事業所等の解体撤去を申請した方で、早めに解体撤去を希望する場合は、受付窓口までご連絡ください。

●**災害廃棄物対策課**  
(内線3367・3374)  
(内線6311・6313)

●**災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の工事完了報告書等の提出**  
住宅の応急修理を申し込まれた方は、災害救助法の主旨により、できるだけ早い時期に工事が完了されるようにご協力をお願いします。

また、「工事完了報告書」および「支払請求書」については、「工事完了後、速やかに提出してください。」

●**提出窓口**  
市役所3階  
環境情報センター  
(エレベーターホール脇)  
建築指導課  
(内線3941・3943)

住まいの再建に必要な参考値

